

令和4年第10回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年11月10日(木)午後3時00分から午後3時25分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8 番	宮本 敏郎
会長職務代理者	7 番	朝倉 友子
委 員	1 番	増田 榮
	2 番	鈴木 憲司
	3 番	長崎 光男
	4 番	野村 斗士夫
	5 番	長谷川 貴子
	6 番	岩井 秀喜

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長	湯浅 実
農業委員会事務局次長	森田 勲
農業委員会事務局主査	青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(9名)

日暮 秀男	竹本 英二	岩竹 一哉	岩田 公夫	大見川 正明
後藤 良和	青木 秀樹	眞仲 健司	齊藤 博之	

---

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 4 年第 1 0 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、1 番 増田榮委員、2 番 鈴木憲司委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

---

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 1 について、ご説明させていただきます。場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、面積は 2,107 m<sup>2</sup>です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、この後の報告第 1 号で合意解約した農地を売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は 2 人、申請事由は、譲渡人が貸付農地の処分になり、譲受人は借入農地の取得になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ  
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第 2 号の法人要件  
及び第 3 号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は 50 アールを超えておりますので、同項第 5 号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第 6 号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田地帯になり、譲受人は許可後もこれまでどおり水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われま

す。  
以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2 番（鈴木憲司）

今回、申請された農地について、現地を確認したところ周辺が水田地帯で申請地は適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま

す。  
○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の眞仲さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（眞仲健司）

9 月頃まで水稻が作付けされておりました。特に問題はないと思われま

す。  
○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第 1 号整理番号 1 を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。  
（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第 1 号整理番号 1 については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第 1 号整理番号 2 について、を議題とし、事務局の説明を求めま

す。  
（竹本英二委員退席）

○事務局長（湯浅実）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 2 について、ご説明させていただきます。  
場所については、3 ページをご覧ください。

農地の所在が安食字長辺田、地目は登記簿・現況共に田、面積は 387 m<sup>2</sup>です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地を売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は 2 人、申請事由は、譲渡人が効率の悪い農地の処分になり、譲受人は隣接農地の取得になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果、整理番号 1 と同様に、問題はないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2 番（鈴木憲司）

現地を確認したところ、整理番号 1 と同様に周辺が水田地帯で申請地は適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま

す。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第 1 号整理番号 2 を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第 1 号整理番号 2 については、許可することに決定しました。竹本英二委員は、入室して着席をお願いします。

（竹本英二委員着席）

---

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 4 までは、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めま

○事務局長（湯浅実）

それでは、4ページ、議案第2号整理番号1から整理番号4までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、6ページから10ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が須賀字長田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,814㎡他3筆で、合計6,000㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,546㎡他1筆で、合計5,546㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が北辺田字辺田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,412㎡他6筆で、合計4,266㎡です。

最後に整理番号4 農地の所在が興津字四反町、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は803㎡他8筆で、合計7,213㎡です。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、令和4年11月21日から令和14年11月20日までの10年間になります。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により4名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1から整理番号4までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので議案第2号整理番号1から整理番号4までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1から整理番号4までは、原案のとおり決定しました。

---

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号2までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、11ページ、議案第3号整理番号1から整理番号2までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第2号整理番号1から整理番号4と同じになりまして、6ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が須賀字長田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,814㎡他5筆で、合計11,546㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が北辺田字辺田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,412㎡他15筆で、合計11,479㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵又は1俵になり、期間は令和4年11月21日から令和14年11月20日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この2件の借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1から整理番号2までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第3号整理番号1から整理番号2までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1から整理番号2までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、13ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第1号整理番号1と同じで、2ページをご覧ください。

農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、面積は2,107㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第10回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼、お疲れさまでした。

---

午後3時25分閉会



